

新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州大学の行動指針

令和2年9月1日現在

段階	区分	研究活動	授業	学生の課外活動	事務体制	学外者のキャンパス訪問
0	通常					
1	一部制限	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で研究活動を継続して行うことができます。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で授業を行います。	感染拡大防止への最大限の配慮を各学生(団体)に求めた上で課外活動を許可します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ通常どおりの勤務を行います。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、学外者の訪問に対応します。
2	制限(小)	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、教員・研究員・学生等の研究スタッフ(以下「研究室関係者」という)は現場での滞在時間を極力減らし、自宅での作業が可能か検討する必要があります。	原則として、遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。	各学生(団体)に活動の自粛を求めるとともに、体育館等の課外活動施設の一部を閉鎖します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、時差出退勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくするよう工夫します。
3	制限(中)	現段階での実施が必要な実験・研究のために必要最小限の研究室関係者が研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は積極的に自宅での作業を行うこととします。なお、立ち入る際であっても現場での滞在時間を可能な限り減らすこととします。	原則として、遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。	原則として、各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	大学機能維持のため、ローテーションなどにより最小限の人員による出勤とし、それ以外は積極的に在宅勤務を行うこととなります。	本学関係者以外について不要不急な訪問を自粛するよう要請します。
4	制限(大)	以下の研究室関係者に限り研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。 ①継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務に従事する研究室関係者 ②実験生物の世話等研究材料の維持のために入室の必要がある研究室関係者 ③その他自宅では対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある研究室関係者	遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。	各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	以下の職員に限り出勤の上業務に従事しますが、それ以外は在宅勤務となります。なお、出勤する場合であっても、当番制にするなど出勤回数の低減を図ります。 ①学生の教育、支援等に係る電話相談の対応等の重要かつ緊急の業務を行う者 ②業務システム(会計システム、人事給与システム等)を用いた重要かつ緊急の業務を行う者 ③キャンパスの維持管理のために重要かつ緊急の業務を行う者 ④危機対策に当たる必要がある者 ⑤その他在宅勤務で対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある者	本学関係者以外がキャンパス内に立ち入らないよう要請します。
5	原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部長など管理監督者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能となり、それ以外の研究室関係者は全員自宅での作業となります。	遠隔・対面を問わず、原則として全ての授業科目の開講を中止します。	各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	施設の維持管理、危機対策担当のための必要最小限の人員による体制とし、それ以外は全員在宅勤務となります。	立ち入りを禁止します。

※ 病院教職員及び診療に従事する者は、病院の行動指針等を優先します。

※ 本指針は今後の状況に応じて、随時見直しを行うことがあります。

今後の九州大学の行動指針について

1. 基本方針

- 令和2年9月1日より当分の間「2 制限（小）」とするが警戒を強めた対応とする。
- 引き下げ後であっても再度の緊急事態宣言及び休業要請等がなされた場合や学内での感染状況によっては再度の段階引き上げを検討する。

2. 各行動の詳細

(1) 研究活動

- 自宅での作業の可否や自身の健康状態を十分に検討した上で、実施可能なものについては自宅での作業をより積極的に取り入れることを推奨する。学内で研究活動を行う場合には、必要最小限のスタッフの在室、滞在時間短縮に十分配慮するとともに、文部科学省作成の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）記載の感染予防策を実施し、各研究室でチェックリストにより対応状況を確認した上で入室、作業に従事し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。

(2) 授業

- 令和2年度秋学期（令和2年12月3日（木）まで）については、遠隔授業を原則とするが、学部長・学府長等の判断により、学生の状況・希望、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合的に考慮し、対面での授業実施が必要あるいは望ましい科目及び研究指導等並びに遠隔での成績評価が困難な科目の教室での学期末試験は実施できることとする。対面での授業等を行うにあたっては、感染防止に厳格に対処し、ガイドライン記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認した上で実施するものとする。
- なお、夏季休業期間中（令和2年9月30日（水）まで）に集中講義等を実施する場合は、夏学期と同様とする。
- 自宅に通信環境が整っていない学生に加え、対面での授業や研究指導等を受けるなどキャンパスを利用する必要がある学生については、キャンパ

ス内で遠隔授業を受講できることとする。

(3) 学生の課外活動

- 各学生（団体）に活動自粛を求めることとし、課外活動施設の一部を閉鎖する。詳細については、別途通知に基づく。

(4) 事務体制

- 遠隔会議の活用等により教職員が集まる機会をできるだけ減らす工夫を行うとともに、時差出勤及び業務の性質上可能な業務については在宅勤務の更なる活用を推奨する。特に、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化しやすいとされる者等については、原則在宅勤務とする。出勤する場合であってもガイドライン記載の感染予防策を実施し、各執務室でチェックリストにより対応状況を確認した上で業務に従事し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。

(5) 学外者のキャンパス訪問

- 本学への用務のない方の立ち入りは遠慮いただくよう要請する。
- 遠隔会議の活用を含め、訪問の必要性を十分に検討することにより、本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくするとともに、感染が急激に拡大している地域等からの訪問については、その必要性を再考するなどして、十分慎重に対応する。
- 訪問が必要な場合であっても、本学滞在はできるだけ短くし、ガイドライン記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。

(6) その他

- 都道府県をまたぐ移動・出張は可能であるが、移動・出張先の感染状況を十分に踏まえることとする。特に東京都、大阪府、沖縄県を含め、感染が急激に拡大している地域等への移動・出張については、遠隔会議の活用を検討し、その必要性を再考するなどして、十分慎重に対応することとする。なお、外出の際には、感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出や感染リスクが高い活動は避ける。
- 国外への移動・出張については、外務省の感染症危険レベルあるいは危険情報レベルが維持されている限り禁止とする。なお、同レベルが2以下の国で、出国がやむを得ないものとして危機対策本部が承認した場合は移

- 動・出張ができるものとする。
- 附属図書館は感染防止策を徹底したうえでサービス内容、在館時間などを制限して開館する。[\(各図書館の最新情報は図書館ホームページで要確認\)](#)
 - 各行動を行う際には、感染拡大のリスクを高める「3密」の環境を可能な限り避けつつ、手指衛生、咳エチケットなど基本的な感染予防対策を徹底する。[\(「新たなキャンパススタイルについて」を参照\)](#)
 - 特に、対話時のマスク着用については、改めて徹底を図るとともに、共用物品・公共物に触れた場合の手指衛生等についても注意を図る。
 - 公共交通機関利用者は、できるだけ混雑時間帯を避け、3密を回避する。
(昭和バス九大線についてはバス停混雑度可視システム [\[itocon\]](#) により混雑する時間帯の確認が可能)
 - 通勤、通学の移動時間は可能な限り最短とする。また、ターミナル駅での滞留を可能な限り避ける。
 - 本学又は本学組織が主催するイベント（屋内：収容率50%以内、屋外：人との距離を十分に確保(2m)）については、ガイドライン記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認した上で開催し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。なお、500人以上の参加が見込まれるものについては、個別に検討する。
 - 本学以外の者が本学施設を用いて行うイベントの取扱いについては、イベントの内容、使用する施設の状況、当該施設で行う必要性、感染対策の状況等を勘案して個別に検討する。
 - 感染拡大防止の観点からも各教職員・学生において、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができ、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができる新型コロナウイルス接触確認アプリ ([COCOA](#)) を登録・活用するよう強く推奨する。
 - 病院教職員及び診療に従事する者は、病院の行動指針等を優先する。

NO.	質 問 事 項	回 答
1	学外者を招いたイベントを開催してよいか	<p>本学又は本学組織が主催するイベント（屋内：収容率50%以内、屋外：人との距離を十分に確保（2m））については、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」記載の感染予防策実施、チェックリストによる確認を条件として、開催が可能である。<u>なお、本学、本学組織が実施するイベントで500人以上の参加が見込まれるもの、及び本学以外の者が本学施設を用いて行うイベントについては、個別に検討することとしているので詳細は、当本部事務室に相談されたい。</u></p>
2	本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくするとあるが、この場合「本学関係者」とは何か	<p>本学関係者とは、本学学生・教職員、大学構内で業務を行う方、本学が指定している業者の方などをいう。 （7月30日より「本学関係者」の範囲を変更）</p>
3	共同研究を行っている他県の大学等から出張者を受け入れてよいか	<p><u>感染が急激に拡大している地域等からの訪問については、その必要性を再考するなどして、十分慎重に対応する。</u>それ以外の地域については、所属先の大学がどのような判断をしているかを確認し、基本的にはそれに沿って判断することとするが、その際、本学教職員への移動に関する要請の内容も留意することとする。なお、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」にあるようにWeb会議の活用やチェックリストによる確認にも十分配慮されたい。</p>
4	「対面での授業や研究指導等を受けるなどキャンパスを利用する必要がある学生については、キャンパス内で遠隔授業を受講できることとする。」とあるが、対面での授業や研究指導のほかに具体的な例はあるか	<p>学内施設の利用を必要とする学生や課外活動で来学する学生を想定。</p>

NO.	質 問 事 項	回 答
5	<p>通勤・通学の移動にかかる時間は可能な限り短くするとあるが、帰宅時に会食へ参加してもよいか</p>	<p>会食に参加する場合には感染予防策が不十分な3密環境となる場所は避け、参加時間をできる限り短くされたい。なお、飲食店等の利用に関し、国より以下のような防止に向けた取組の徹底を求める要請がされているため、その内容に十分留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。 ・大人数での会食や飲み会を避けること。 ・会食等で飲食店等を利用する場合には、「<u>感染防止宣言ステッカー</u>」等の表示に留意すること。 ・大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛すること。 ・マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底すること。 <p>【参考】</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/20200729-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf</p>
6	<p>新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）とは何か</p>	<p>厚生労働省で開発されたアプリで、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、感染の可能性をいち早く知ることができるもの。個人が特定される情報や、陽性者と接触者との関係性についての情報は一切記録されず、プライバシーは十分に保護されているもの。本学では、感染拡大防止の観点からも各教職員・学生において登録・活用することを強く推奨している。以下のURLよりアプリをインストールすることが可能。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</p>

※下線部が前回からの主な改正箇所

感染予防チェックリスト

【研究室・執務室での活動について】

- 会議、打合せはオンラインで実施（対面の場合は換気とマスク着用の徹底）
- 十分な対人距離の確保（できるだけ2m（最低1m））
- 水と石けんによる手洗いの徹底
- 研究室、執務室入口及び室内の手指消毒設備の設置
- マスクの着用（学生、教職員及び入室者に対する周知徹底）
- 学生、教職員は毎日検温し、症状（発熱、風邪症状等）ある場合は登校、出勤しない
- 室内換気（換気設備の適切運転、又は複数の窓の開放）
- ドアノブ、エレベーターボタン等複数人が触る箇所の消毒
- 症状（発熱、風邪症状等）ある者の入室制限
- 入室者の入室状況の記録、保存
- 学生、教職員が、午前と午後又は曜日毎にローテーションで作業、勤務を実施するなど、人数・滞在時間の合計を削減
- 押印や署名に代えてオンラインでの手続きを活用するなど、在宅勤務者に配慮して柔軟に対応する。
- 外部業者等との接触を減らすため、納品や検収の方法を柔軟に運用する。
- 全ての関係者の緊急連絡体制の確立
- 公共交通機関利用者は時差出勤を行うとともに、公共交通機関を利用しない方法（自転車、徒歩等）を積極的に活用

- 学生の入室、作業従事にあたっては、担当教授の許可を得ること
- 共用ネットワーク環境の最大限活用
- 研究スタッフが他者との接触を極力避けられるエリアの設置など、可能な限り研究活動に専念できる環境を整備する。
- 外国人を含む海外在住研究者の雇用が予定されており、オンラインでの研究が可能な場合は、渡航制限解除まで雇用主の管理のもと現地での在宅勤務を可能とする措置を講じる。
- オンラインの活用にあたっては、情報セキュリティ対策にも留意する。
- 教職員・学生との対面での業務が多い部署において適切な対策をとっていること。
(訪問者用の手指消毒設備の設置、アクリル板等の設置など)

【実験施設・設備の利用について（研究活動のみ）】

- 実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。なお、その際には個人情報の取扱には十分留意する。
- 3密を避けるための運転計画、施設利用スケジュールの作成（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）
- 研究設備、備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を随時消毒する。また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくする。
- 安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、人と人との対面を避けるため、個々人がフェイスシールドを着用、又はアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽
- 単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は、利用開始・終了の声掛けや記録、事故時の連絡手段の再確認など、万が一の事故に備えた安全対策を講じる。

- 実験動物、遺伝子組み換え生物（微生物、植物、動物）、病原性微生物や放射性物質を使用する研究の場合、関係法令等を踏まえ適切に実施する。
- 設備の遠隔利用、学内外の遠隔利用サービス及び研究代行等の取組を積極的に活用
- 講義のオンライン化等に伴い空いている教室や実験・実習室等がある場合には、3密回避に配慮の上それらを積極的に活用する。

【イベントの開催について】

- 受付及び会場での間隔（できるだけ2m）確保
- 入退場時の制限や誘導を行い、人と人との距離（できるだけ2m）を確保
- 参加者及びスタッフのマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 出席者、参加者及びスタッフの手洗い・手指消毒の徹底
- 催物の前後や休憩時間における交流等を極力控えるよう呼びかける。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者等の名簿を適正に管理
- 出席者、参加者等に移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を呼びかける。
- 受付など人と人が対面する場所は、パーテーションやビニールカーテンを設置
- 手指消毒設備の設置（受付、会場内、スタッフルーム等）
- 屋内においては施設の常時換気の徹底
- 施設の共用部分（トイレ、テーブル等）の定期的（概ね1時間ごと）な消毒

- トイレではハンドドライヤー・共通タオルは控える
- スタッフの休憩スペース等は、常時換気を行い3密とならないよう徹底
- 飲食物等のゴミの管理の徹底（密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを徹底）※スタッフのゴミの回収の際は、マスク・手袋の着用の徹底